

# 審 査 基 準

令和元年6月26日作成

法 令 名 :	質屋営業法
根 拠 条 項 :	第2条第1項
処 分 の 概 要 :	質屋の許可
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	質屋営業法第3条第1項(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 質屋営業法施行規則第2条、第3条(質屋の許可の申請)
審 査 基 準 :	質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件に該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 :	50日(うち経由期間36日)
申 請 先 :	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 :	生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 017-723-4211
備 考 :	